

2022 年度前期授業料減免について(留学生用)

～新型コロナウイルス感染症拡大の影響でアルバイト等収入が大幅に減った学生対象～

1 授業料減免の基準

- ① 広島市立大学の学部生又は大学院生であること。(外国人研究生等は対象外)
- ② **新型コロナウイルス感染症拡大の影響で**アルバイト等収入が減少する前の月と比べて **50%以上減少**したこと
- ③ 収入要件及び学業・成績・その他要件を満たしていること。
(学業・成績要件の一部を緩和しています。詳しくは裏面の表をご覧ください。)

2 免除の額

授業料減免が許可された者については、納付すべき当学期授業料の半額又は 1/4 を免除します。

3 申請方法等

- ・申請方法 郵送 又は 申請場所へ持参
- ・申請期限 2022 年 4 月 28 日(木)まで
- ・送付先 〒731-3194
(申請場所) 広島市安佐南区大塚東三丁目 4-1 広島市立大学学生支援室学生支援グループ
(本部棟 1 階 窓口取扱時間 8:30~18:05)

4 提出書類

- ① 2022 年度前期 授業料減免申請書
 - ② 授業料減免申請調書(留学生用 区分番号Ⅳ)
 - ③ 結果通知用封筒(84 円切手を貼り、返送先の住所・氏名を記入すること。)
※ 封筒の大きさは長 3 型(23.5cm×12cm)であること。
 - ④ アルバイト収入が減少する前(2020 年 1 月以降)の給与明細等
※昨年度以前(2020・2021 年度)の授業料減免申請で提出している場合は、提出不要です。
 - ⑤ 現在(2 月分～4 月分)のアルバイト収入を証明する給与明細等
※ 給与明細を貰っていない場合は、通帳のコピーでも大丈夫です。
 - ⑥ 申立書(奨学金貸与、又は申請していない学生だけ、その理由を書いて提出してください。)
- 審査する上で、事情・状況に応じて上記以外の書類の提出を求めることがあります。

5 注意事項

- ① 減免の申請を行った者は、減免の決定が通知されるまで授業料の納付を行わないでください。
納付すると、減免申請を辞退したことになり、納付された授業料は返還できません。
不許可・半額免除又は 1/4 免除の決定をしたときは、決定通知書と併せて納付書をあらためて送付しますので、その期限までに納付してください。
- ② 後日 15 分程度の面談を行う予定です。実施スケジュール等については別途案内します。

6 減免の取り消し

虚偽の申請、その他不正な手段により許可を受けた場合は、その許可を取り消します。

7 個人情報保護について

授業料減免申請書及び添付書類に記載された個人情報は、授業料減免以外の目的に利用することはありません。

【授業料減免基準】

基準 免除	収入要件	学業・成績・その他要件 (全ての要件を満たすこと)
半額免除	- 新型コロナウイルス感染症拡大の影響でアルバイト等収入が減少する前の月と比べて <u>50%以上減少している</u> 学生。 - 奨学金等の月額（就労ビザの同居家族収入及び仕送りで授業料月額を超えるものを含む。）が 44,650 円（授業料月額）未満の学生。 （18 歳未満の子どもを養育している場合は、奨学金等の月額から子供に係る生活保護の基準生活費の額を減じて適用する。）	- 当期の履修登録を行っていること。 - 懲戒処分を受けていないこと。 - 奨学金申請等、学資確保のための努力を行っていること。 - 表面「4 提出書類」の④⑤の書類を提出すること。 （2021 年度の成績評価係数は不問とする。）
4分の1免除	- 新型コロナウイルス感染症拡大の影響にでアルバイト収入等が減少する前の月と比べて <u>50%以上減少している</u> 学生。 - 奨学金等の月額が 44,650 円（授業料月額）以上 89,300 円（授業料月額の2倍）未満の学生。 （18 歳未満の子どもを養育している場合は、奨学金等の月額から子供に係る生活保護の基準生活費の額を減じて適用する。）	

問合せ先

広島市立大学 学生支援室 学生支援グループ
〒731-3194
広島市安佐南区大塚東3丁目4番1号
TEL: 082-830-1522
E-mail: gakusei@m.hiroshima-cu.ac.jp